

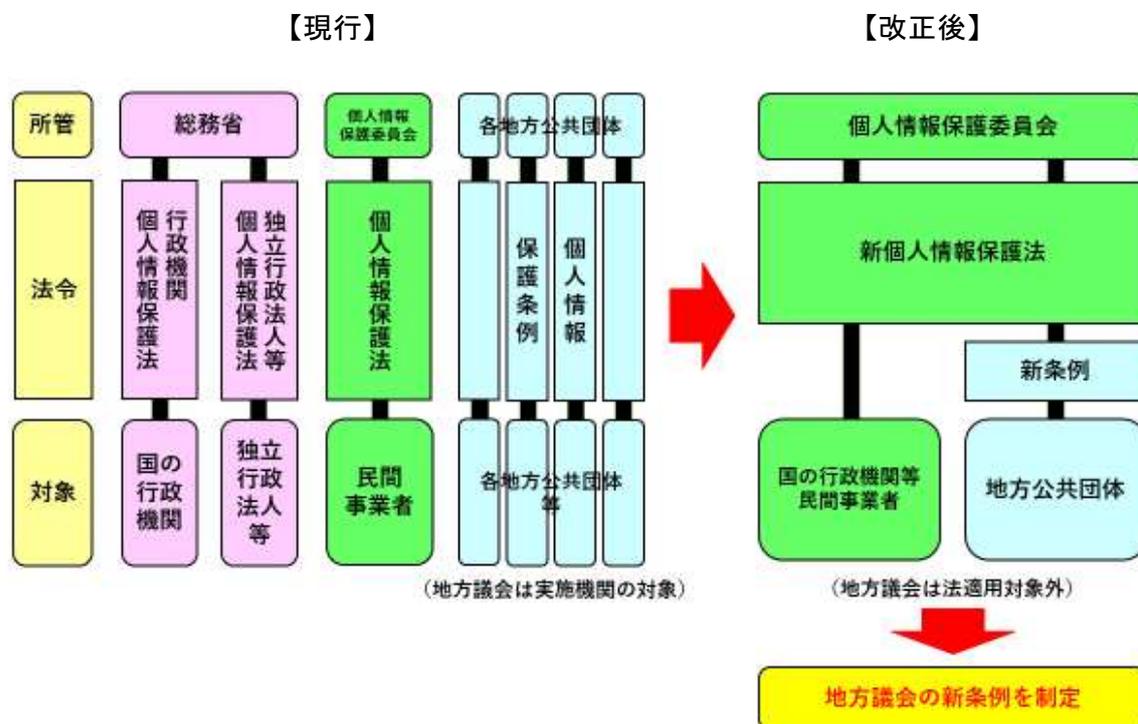
赤穂市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要

個人情報保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の執行機関に直接適用される新個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされることから、赤穂市議会における個人を保護し、その取扱いについて執行機関と差異が生じることがないようにするため、議会独自の「赤穂市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定します。

1. 背景

国や地方におけるデジタル化の進展や、官民の枠を超えたデータ活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ることから、現行法制の不均等・不整合を解消するため個人情報保護法が改正されました。

従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれが別の法令に定められていましたが、令和5年4月1日からこれらが一本化され、新個人情報保護法によって全国共通のルールが適用されることとなりました。



2. 条例（案）の概要

◇第1章 総則

条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

定義する用語は「個人情報」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」、「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「独立行政法人等」、「地方独立行政法人」です。

◇第2章 個人情報等の取扱い

議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従業者の義務、利用及び提供の制限等について定めます。

◇第3章 個人情報ファイル

議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について定めます。

◇第4章 開示、訂正及び利用停止

自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の権利、手続き等について定めます。

○第1節 開示

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について定めます。

○第2節 訂正

議会が保有する自己の個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について定めます。

○第3節 利用停止

議会が保有する自己の個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求等に対する措置、利用停止等決定等の期限について定めます。

○第4節 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続きについて定めます。

◇第5章 雑則

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について定めます。

◇第6章 罰則

職員、受託業務に従事する者又は派遣労働者（これらであった者を含む。）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用した場合等の罰則について定めます。

◇付則

施行期日（令和5年4月1日）

3. 条例（案）の主な考え方

(1) 開示請求の手数料

新個人情報保護法では、政令で定めるところにより開示請求1件当たりの手数料を徴収することとされております。

これまでは手数料を無料とし、写しの交付に係るコピー代及び送料を開示請求者が実費負担することとしていましたが、開示請求手数料を徴収することとします。なお、手数料の金額については国や手数料を徴収している地方公共団体の状況を鑑み、開示請求書1件につき300円とします。ただし、特別の理由があると認めるときは、減額し又は免除することができることとします。

また、写しの交付に係るコピー代及び送料は、引き続き実費相当額を負担いただくこととします。

区 分	赤穂市個人情報保護 条例（現行）	新条例（案）
開示請求手数料	無料	開示請求書1件につき300円
写しのコピー代及び送料	実費相当	実費相当

(2) 開示決定等の期限

新個人情報保護法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内になければならないとされていますが、「地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くできる」とされています。

これまでは開示決定の期限を「開示請求書を受理した日の翌日から起算して15日以内」としておりましたが、本市の実情として法と異なる規定を設けるべき特段の事情が認められないことから、同法に則り、開示請求があった日から30日以内とします。

区 分	赤穂市個人情報保護 条例（現行）	新条例（案）
開示決定等の期限	開示請求書を受理した日の翌日から起算し15日以内（起算日から60日以内で延長可）	開示請求があった日から30日以内（延長最大30日、合計60日以内）

(3) 赤穂市個人情報保護審査会への諮問

開示決定、訂正決定、利用停止決定または開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、赤穂市が設置する赤穂市個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととします。

(4) 罰則

職員（職員であった者）、委託事務に従事する者又は派遣労働者（これらの者であった者）が、正当な理由なく個人情報保護ファイルを提供した場合、不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合、職権を乱用し職務外の用に供する目的により個人情報を収集した場合の罰則規定を定めます。

4. 条例制定までの流れ

本パブリックコメントの終了後、市議会の審議・議決を経て制定されます。なお、施行日は令和5年4月1日の予定です。